

別表六の二(十六)

27欄に又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連  
結  
事  
業  
年  
度

法人名  
( )

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2	円

連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	20	円
経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	21	
繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23	

27欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の4第2項」
- ②区分番号に、「10431」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(十六)27欄の金額(円単位)を記載してください。

連 結 法 人 分	税 額 基 準 額	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6	人 分
	法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		
法 人 分	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	合 計	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9		

当 期	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24
期	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)	25
分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十)「23の②」)	26
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)	27

36欄

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の4第3項」
- ②区分番号に、「10432」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(十六)36欄の金額(円単位)を記載してください。

計 算 繰 上 限	税 額 基 準 額	$(2) \times \frac{20}{100}$	13	算
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 (13)又は(13)-(8))	14		
繰 上 限	法 人 税 額 基 準 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	分	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16		
分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17	計 算	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18		
分	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)	19		

前 期	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28
	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 の 残 額 (28)又は(28)-(25))	29
繰 越	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	30
	合 計	31
分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	32
	合 計	33
繰 上 限	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 の 合 計 額 (32) - (35)	34
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (27) + (36)	35

各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)
	平 . . . ①	円	円	
平 . . . ②				外 円
計			(16)	
当 期 分	(4)		(8)	外
合 計				

別表六の二(十六) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分